

## 株式会社

株主総会書面決議議事録・・・2ページ

取締役会書面決議議事録・・・3ページ

## 一般社団・財団法人

社員総会書面決議議事録・・・4ページ

理事会書面決議議事録・・・5ページ

## 第〇回定時株主総会議事録

- 1 株主総会の決議があったものとみなされた事項の提案者  
代表取締役 ○○○○○
  
- 2 株主総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (1) 第〇期（自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日）計算書類承認  
の件  
……
  
  - (2) ○〇の件  
……
  
- 3 株主総会への報告があったものとみなされた事項の内容  
第〇期（自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日）事業報告の内容
  
- 4 株主総会の決議および株主総会への報告があったものとみなされた日  
令和〇年〇月〇日

以上の通り、会社法第319条第1項および第320条に基づき、株主総会の決議および株主総会への報告があったものとみなされたので、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

以上

令和〇年〇月〇日

株式会社○○○○第〇回定時株主総会  
議事録作成者 ○○○○

- (※1) 書面決議議事録の記載を就任承諾書として援用することはできません。  
(※2) 株主リストの添付が必要です。

## 取締役会議事録

1. 取締役会の決議があったものとみなされた日  
令和〇年〇月〇日
2. 取締役会の決議があったものとみなされた事項の提案をした取締役  
取締役 〇〇〇〇
3. 議事録の作成に係る職務を行った取締役  
代表取締役 〇〇〇〇
4. 決議の目的である事項  
第1号議案 〇〇の件  
……

以上

令和〇年〇月〇日、取締役〇〇〇〇が取締役及び監査役の全員に対して上記取締役会の目的である事項について提案書を発し、当該提案について、令和〇年〇月〇日、取締役の全員から書面により同意の意思表示を得たので、会社法第370条に基づき、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなされた。

なお、当該提案に対して監査役は異議を述べていない。

上記のとおり、取締役会決議の省略を行ったので、取締役会決議があったものとみなされた事項を明確にするため、会社法第370条および会社法施行規則第101条第4項第1号の規定に基づき本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに記名押印する。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇取締役会  
代表取締役 〇〇〇〇

- (※1) 取締役会の書面決議は定款に規定がないとできません。定款の添付が必要です。
- (※2) 書面決議議事録の記載を就任承諾書として援用することはできません。
- (※3) 代表取締役を選定した場合は、取締役全員の記名押印が必要になります。既存の代表取締役は法務局届出印（代表印）を押印し、既存の代表取締役が押印できない場合は、取締役全員の実印の押印と個人の印鑑証明書の添付が必要です。

## 第〇回定時社員総会議事録

- 1 社員総会の決議があったものとみなされた事項の提案者  
代表理事 ○○○○○
  
- 2 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (1) 第〇期（自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日）計算書類承認  
の件  
……
  
  - (2) ○〇の件  
……
  
- 3 社員総会への報告があったものとみなされた事項の内容  
第〇期（自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日）事業報告の内容
  
- 4 社員総会の決議および社員総会への報告があったものとみなされた日  
令和〇年〇月〇日

以上の通り、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条1項及び第59条に基づき、社員総会の決議および社員総会への報告があったものとみなされたので、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

以上

令和〇年〇月〇日

一般社団法人○○○○第〇回定時社員総会  
議事録作成者 ○○○○

**(※1) 書面決議議事録の記載を就任承諾書として援用することはできません。**

## 理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日  
令和〇年〇月〇日
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事  
理事 〇〇〇〇
3. 議事録の作成に係る職務を行った理事  
代表理事 〇〇〇〇
4. 決議の目的である事項  
第1号議案 〇〇の件  
……

以上

令和〇年〇月〇日、理事〇〇〇〇が理事及び監事の全員に対して上記理事会の目的である事項について提案書を発し、当該提案について、令和〇年〇月〇日、理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条に基づき、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなされた。

なお、当該提案に対して監事は異議を述べていない。

上記のとおり、理事会決議の省略を行ったので、理事会決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び同法施行規則第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事がこれに記名押印する。

令和〇年〇月〇日

一般社団法人〇〇〇〇理事会  
代表理事 〇〇〇〇

- (※1) 理事会の書面決議は定款に規定がないとできません。定款の添付が必要です。
- (※2) 書面決議議事録の記載を就任承諾書として援用することはできません。
- (※3) 代表理事を選定した場合は、理事全員の記名押印が必要になります。既存の代表理事は法務局届出印(代表印)を押印し、既存の代表理事が押印できない場合は、理事全員の実印の押印と個人の印鑑証明書の添付が必要です。